中小企業・小規模事業者の皆様へ

厚生労働省委託事業

働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口

千葉働き方改革推進支援センター

事業主の皆様を、
相談無料・秘密厳守 で
ご支援いたします！

企業へのコンサルティングサービス

社会保険労務士が**事業所まで訪問**または**オンライン相談**にて、課題解決に向けて支援いたします。

来所相談・電話相談

社会保険労務士が**センターの相談ブースにて相談**に応じます。
電話での相談も受け付けています。（受付時間：午前9時～午後5時）

＜相談内容の例＞
就業規則見直し、ハラスメント対策、助成金、長時間労働対策、同一労働同一賃金　等

セミナー開催・講師派遣

働き方改革に関するセミナー開催や、**ご要望に応じた講師派遣**を実施しています。

千葉働き方改革推進支援センター のご案内

〒260-0015
千葉県千葉市中央区富士見2-7-5
富士見ハイネスビル3階
TEL：0120-174-864
FAX：043-441-4549
<e-mail>
chiba@workstylereform.net
受付時間　平日9：00～17：00

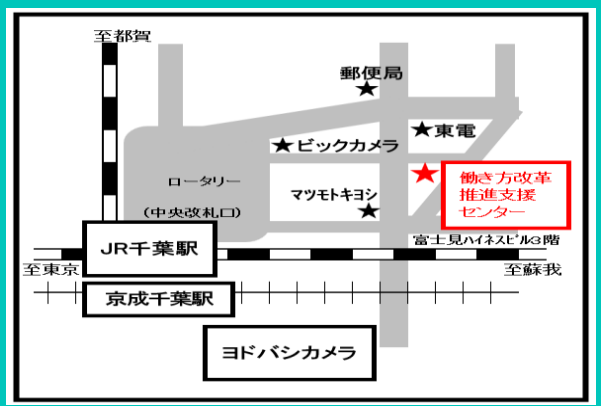

個別訪問申込書　FAX：043-441-4549

千葉働き方改革推進支援センター宛

事業場名			ご担当者 氏名	
所在地	〒　　－			
連絡先	電話		e-mail	
	FAX			
訪問 希望日	・　令和　　年　　月　　日　（　　）			□オンライン相談 ※後日、日程調整のお電話を差し上げます。
	・　令和　　年　　月　　日　（　　）			
	・　令和　　年　　月　　日　（　　）			

相談内容 ✔をお付けください	□　同一労働同一賃金（不合理な待遇差の解消）	□　職務分析・職務評価の導入
	□　長時間労働の是正（時間外労働の上限規則）	□　３６協定の作成方法
	□　年次有給休暇・特別休暇の取得促進	□　就業規則の制定・改正
	□　生産性向上による賃金引上げ	□　各種助成金の活用
	□　仕事と治療の両立支援	□　育児・介護制度の整備
	□　人手不足の解消	□　テレワーク制度の導入
	□　ハラスメント対応	□　兼業・副業
	□　女性活躍	□　その他（　　）

※ご記入いただいた個人情報は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。

問い合わせ先

千葉働き方改革推進支援センター

〒260-0015
千葉県千葉市中央区富士見2-7-5
富士見ハイネスビル３階

◀◀HPからもお申込みいただけます。

TEL：0120-174-864（フリーダイヤル）
https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/chiba